

諮問番号：諮問第1号

答申番号：答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求はいずれも棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件審査請求①

審査請求人は、令和2年7月22日付け赤税第131号納期限変更告知処分（以下「本件処分①」という。）について、地方税法、行政手続法又は赤磐市行政手続条例に違反することを主張して、本件処分①の取消しを請求した（以下「本件審査請求①」という。）。また、審査請求人は、本件処分①につき教示義務（行政不服審査法第82条第1項）違反も主張している。

(2) 本件審査請求②

審査請求人は、令和2年8月6日付け交付要求通知処分（以下「本件処分②」という。）について、地方税法、行政手続法又は赤磐市行政手続条例に違反することを主張して、本件処分②の取消しを請求した（以下「本件審査請求②」という。）。また、審査請求人は、本件処分②につき教示義務（行政不服審査法第82条第1項）違反も主張している。

2 処分庁（赤磐市長）の主張の要旨

(1) 本件審査請求①

処分庁は、審査請求人が、令和2年7月22日までに27万4,700円の税金を滞納していたこと、及び、同日に審査請求人が所有する不動産につき担保権の実行として競売の手続きが開始されたことをもって、繰上徴収の要件（地方税法第13条の2第1項）を満たしている旨主張している。加えて、納期限変更告知書によって、告知（地方税法第13条の2第3項）及び教示（行政不服審査法第82条第1項）も行っており、地方税法違反及び教示義務違反がない旨主張している。

また、行政手続法又は赤磐市行政手続条例については、適用を争っている。

（2）本件審査請求②

処分庁は、審査請求人の不動産に対する強制競売手続きが行われたことから、令和2年8月6日、交付要求を行い（地方税法第331条第4項）、交付要求通知書によって、審査請求人に対して告知（地方税法第331条第6項、同法第373条第7項、同法第728条第7項）及び教示（行政不服審査法第82条第1項）していることから、地方税法違反及び教示義務違反がない旨主張している。

また、行政手続法又は赤磐市行政手続条例については、適用を争っている。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求①及び本件審査請求②は、棄却されるべきである。

2 理由

（1）本件処分①

ア 地方税法について

本件処分①は、繰上徴収しようとすることを告知するものである（地方税法第13条の2第1項）。繰上徴収は、「次の各号に該当する」こと及び「その納期限においてその全額を徴収することができないと認めら

れるもの」であることの2つの要件を満たす必要があるところ、本件においてはいずれの要件も満たしている。告知も、地方税法に基づいて行ったものと認められる。

したがって、地方税法に違反するとは認められない。

イ 行政手続法及び赤磐市行政手続条例について

本件処分①は、赤磐市税条例に基づく処分であるところ、「地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）」（行政手続法第3条第3項）にあたることから行政手続法の適用除外となる。また、「市税に関する条例及び規則の規定による処分……に当たる行為については、赤磐市行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない」（赤磐市税条例第4条）ことから、赤磐市行政手続条例の適用除外となる。

したがって、行政手続法違反及び赤磐市行政手続条例違反は認められない。

ウ よって、本件処分①は適法である。

(2) 本件処分②

ア 地方税法について

本件処分②は、交付要求を行ったことを告知するものである。審査請求人が所有する不動産につき担保不動産競売があったことから交付要求を行ったものであって、その旨も審査請求人に対して通知したことからすると、地方税法の違反は認められない。

イ 行政手続法及び赤磐市行政手続条例について

前述と同様、本件処分②は行政手続法及び赤磐市行政手続条例の適用除外となることから、行政手続法違反及び赤磐市行政手続条例違反は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年11月12日 審査庁から諮問

令和3年 3月12日 第1回調査審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分①について

(1) 争点

本件処分①の争点は、繰上徴収の要件を満たしているか、繰上徴収の告知を行っているか、教示を行ったか、行政手続法の適用があるか、赤磐市行政手続条例の適用があるかの5点である。

(2) 認定した事実

岡山地方裁判所は、令和2年7月21日、処分庁に対し、審査請求人が所有する不動産につき担保不動産競売が開始されたことから、債権届出の催告書を送付した（資料①）。

審査請求人は、同日までに、平成31年度の市民税、固定資産税及び国保税並びに令和2年6月1日が納期限の固定資産税を滞納し、その総額は27万4,700円（延滞金及び督促費用を含む）だった（資料②）。

処分庁は、同日、納期限が同年同月31日、同年9月30日、同年11月30日となっている3つの審査請求人の固定資産税合計10万2,000円につき（以下「本件固定資産税」という。）、納期限を令和2年7月28日午前10時00分とする繰上徴収を行い、審査請求人に対して納期限変更告知書（以下「本件納期限変更告知書」という。資料③）を送付した（資料②、資料③、資料④）。

本件納期限変更告知書には、「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4

の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで、市長に対して審査請求をすることができます。」との記載がある（資料③）。

納期限変更告知書は、審査請求人が令和2年7月26日に処分庁に対して本件処分①の審査請求を行ったことからすると、令和2年7月22日から同月26日までの間に審査請求人に到達した。

（3）法令の適用

ア 繰上徴収の要件充足性について

本件処分①は、繰上徴収（地方税法第13条の2）を行うものである。繰上徴収は、「次の各号のいずれかに該当するとき」及び「既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金……でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものである」ときに行うことができる（地方税法第13条の2第1項柱書）。

（ア）各号該当性

本件においては、納税者である審査請求人が所有する財産について、競売事件が岡山地方裁判所に継続している（資料①）ことからすると、「納税者……の財産につき担保権の実行として競売が開始された」（地方税法第13条の2第1項第1号）にあたる。

（イ）既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金

本件固定資産税は、いずれも「決定の通知」（地方税法第13条の2第2項2号）があったことからすると、「既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金」にあたる。

（ウ）その納期限においてその全額を徴収できないこと

地方税法第13条の2第1項第1号の規定の趣旨は、納税者の財産につき担保権の実行としての競売が行われると、納期限まで待っていても納税者の財産が散逸し租税債権の満足な実現が図れなくなるおそれがあるため、納税者の有する期限の利益を奪って徴収の確保を図ること

であると解される。このような趣旨にかんがみると、審査請求人の財産の状況が徴収金の納付を担保するのに充分であり、かつ、散逸するおそれがないと認められるときには、繰上徴収を行うことはできない。

本件においては、審査請求人は、平成31年度の市民税、固定資産税及び国保税並びに令和2年6月1日が納期限の固定資産税を滞納しており、その総額は27万4,700円（延滞金及び督促費用を含む）であった（資料②）。審査請求人は、27万4,700円の納税義務がありながらこれを納付していないことからすると、本件固定資産税を納付するに十分な財産を有していないと認められ、かつ、財産が散逸するおそれがないとは認められない。

したがって、「その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの」にあたる。

（エ）よって、繰上徴収の要件を満たしている。

イ 告知について

本件処分①を行うにあたって、繰上徴収の変更の告知をしなければならない（地方税法第13条の2第3項）。

本件においては、納期限変更告知書に本件固定資産税の変更後の納期限が記載されている（資料③）。納期限変更告知書が令和2年7月22日に処分庁において決裁がなされ（資料③）、審査請求人が令和2年7月26日に処分庁に対して本件処分①の審査請求を行ったという事実関係からすると、納期限変更告知書は、令和2年7月22日から同月26日までの間に審査請求人に到達したと認められる。

したがって、処分庁は告知を行ったと認められる。

ウ 教示について

納期限変更告知書には「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の

4の規定による期限のうち、いずれか早い期限まで、市長に対して審査請求をすることができます。」との記載があり（資料③）、納期限変更告知書は審査請求人に到達している。

したがって、処分庁は教示を行ったと認められる。

エ 行政手続法について

不利益処分を行う場合には、行政手続法に基づき、原則として、同法3章に定められた手続きをとらなければならない。しかし、「地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）」にあたる場合には、行政手続法の適用除外となる（行政手続法第3条第3項）。

本件処分は、以下にのべるとおり、「その根拠となる規定が条例……に置かれているもの」にあたる。

（ア） 地方税賦課の徴収の根拠について

地方公共団体は、自主財政権に基づく自治課税権を有しており（憲法第94条）、「地方公共団体は、その地方税の税目…その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」（地方税法第3条第1項）との定められていることからすると、地方税賦課徴収の根拠は、各地方公共団体の条例にある。

したがって、賦課徴収の要件が地方税法に明確に規定されていても、それは条例に規定されることにより住民に適用されるものであると解される。

（イ） 赤磐市税条例について

赤磐市は、赤磐市税条例を定めているところ、同条例の「市税の賦課徴収については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる」旨規定している。この趣旨は、地方税法第13条の2を含めた同法の規定を赤磐市税条例に取り込むことにあると解する

のが相当である(平成28年12月20日東京地裁判決LEX/DB25448818参照)。

(ウ) 根拠法令

したがって、赤磐市税の賦課徴収については、赤磐市税条例が根拠となるものであって、地方税法が直接に適用されるものではないから、本件処分①についても、赤磐市税条例が根拠となるものである。本件処分①の納期限変更告知書に「地方税法第13条の2第1項の規定により、繰上徴収をするため、次のとおり納期限を変更します。」との記載があったとしても、この理は変わらない。

オ 赤磐市行政手続条例について

地方公共団体がその条例に基づいて処分を行う場合であっても、当該地方公共団体の行政手続条例が適用される場合には、その手続を行わなければならない。しかし、本件処分①は、赤磐市税条例(平成17年条例第55号)に基づくものであるところ、赤磐市税条例第4条は、赤磐市行政手続条例(平成17年条例第10号)の第2章(申請に対する処分)及び第3章(不利益処分)の全部を適用除外としている。

したがって、赤磐市行政手続条例も適用除外となる。

(4) 結論

よって、本件処分①に違法性は認められない。なお、本件処分には裁量が認められないことから、処分の当不当については審査の対象にならない。

2 本件処分②について

(1) 争点

本件処分②の争点は、交付要求の要件を満たしているか(地方税法第331条第4項、同法第373条第7項、第728条第4項)、交付要求につき滞納者に通知したか(地方税法第331条第6項、同法第373条第7項、同法第728条第7項)、教示を行ったか(行政不服審査法第82条第1項)、

行政手続法の適用があるか、赤磐市行政手続条例の適用があるかの5点である。

(2) 認定した事実

岡山地方裁判所は、令和2年7月21日、処分庁に対し、審査請求人が所有する不動産につき担保不動産競売が開始されたことから、債権届出の催告書を送付した(資料①)。

処分庁は、令和2年8月5日に交付要求する旨の決裁を経て、同月6日に岡山地方裁判所に交付要求を行った(資料②)。

処分庁は、審査請求人に対して、交付要求通知書(以下「本件交付要求通知書」という。)を送付し、同月6日に審査請求人に到達している(資料②及び資料⑤)。

本件交付要求通知書には、「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。」との記載がある(資料⑤)。

(3) 法令の適用

ア 交付要求について

地方税法第331条第4項は、市町村民税に関し、「滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、…交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所…に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。」と規定する(固定資産税に関し同法第373条第4項、国民健康保険税に関し同法第728条第4項)。

本件において、審査請求人が所有する不動産につき担保不動産競売が開始されたことからすると、「滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合」にあたる。したがって、交付要求に違法性は認められない。

イ 交付要求の通知

地方税法における滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされている（市町村民税に関し地方税法第331条第6項、固定資産税に関し同法第373条第7項、国民健康保険税に関し同法第728条第7項）ところ、国税徴収法第82条第2項は、「交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。」と規定する。

本件において、処分庁は、交付要求通知書によって、審査請求人に対して通知を行った（資料⑤）と認められる。

ウ 教示

本件交付要求通知書には、「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。」との記載があり（資料⑤）、令和2年8月6日に審査請求人に到達していることからすると、処分庁は教示を行ったといえる。

したがって、教示義務違反はない。

エ 行政手続法

行政手続法が適用除外となるのは前述のとおりである。

オ 赤磐市行政手続条例

赤磐市行政手続条例が適用除外となるのは前述のとおりである。

（4）結論

以上より、本件処分②は適法である。

3 よって、本審査会は、第1記載のとおり答申する。

赤磐市行政不服審査会

委員（会長） 岡田 雅夫

委員 原田 幸治

委 員

高畑 知功